

「市内ホテルでのテレワークプラン」の割引利用期間を延長します！ ～テレワークプランの利用対象者もさらに拡大～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、通勤を前提としない働き方の促進を目的に、4月28日（水）から、市内ホテルが提供するテレワークプランを割引で利用できる制度を実施し、現在、22のホテルが対象となっています。

このたび、更なるテレワークの定着や休業していたホテルへの事業参加機会の提供などのため、利用期間を延長しますので、お知らせします。

また、都道府県をまたいだ移動制限の自粛解除に伴い、テレワークプランの利用対象者を拡大しますので、併せてお知らせします。

1 利用期間

9月30日（水）のチェックアウトまで（現在の6月30日（火）から3カ月延長）

※ただし、予算の上限に達した時点で終了します。

2 利用対象者

テレワークを目的とする方（お住まい、お勤めの地域を問わず）

※移動制限の自粛解除に伴い、これまで千葉県内在住としていた対象者を県内に限らず利用可能とします。

3 割引金額（変更なし）

テレワークプラン利用料金のうち、割引額は1回1人あたり最大3,000円とし、利用者は、その差額を負担。（利用者は最低1,000円（税別）を負担いただきます）

例：5,000円プラン（税別）の場合（割引3,000円、利用者負担2,000円＋税）

3,000円プラン（税別）の場合（割引2,000円、利用者負担1,000円＋税）

4 対象ホテル

22施設（6月22日現在）

※詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【URL】https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/covid19_telework.html

5 利用の流れ（変更なし）

（1）利用者は対象ホテルが提供する「千葉市テレワーク推進事業対象プラン」をご予約ください。

※各ホテルの公式サイトや旅行社等が提供する予約サイトで、割引後の価格が表記されていることや「千葉市テレワーク推進事業対象プラン」であることをご確認ください。

（2）利用者は、割引後の料金を予約したホテルにお支払いください。

※キャンセル規定等は各ホテルの定めるところによります。

（3）チェックイン時に、各ホテルに備え付けの「千葉市テレワークプラン利用券」に必要事項を記載していただきます。

※証明書のご提示は必要ありません。

6 利用にあたって（変更なし）

- （1）パソコン等の機器については、ホテルに備え付けておりません。
- （2）通信環境は各施設によって異なります。ご利用前にご確認ください。
- （3）期間内であれば、利用回数の制限はありません。連泊プランも対象となっています。

＜参考：市内宿泊事業者の方へ＞

1 テレワーク販売促進事業

市内宿泊事業者が本事業を適用するためには、必ず事前に参加登録が必要となります。
参加登録は、以下の市ホームページから7月31日まで行うことができます。

2 衛生対策補助金

1の事業に参加登録いただいた市内宿泊事業者には、以下のとおり施設等の衛生対策に係る経費に対する補助制度が適用可能となります。（対象期間：9月30日まで申請することができます。）

- （1）対象者 千葉県テレワーク推進事業に参加登録した宿泊事業者
- （2）補助率 対象経費の4分の3以内
- （3）補助金額 1宿泊施設あたり上限30万円
- （4）対象経費 施設等の消毒や清掃、衛生対策のための消耗品や備品の調達等に必要経費

【テレワークの推進に関する問い合わせ】

観光MICE企画課

電話 245-5281

URL https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/covid19_telework.html